

令 3 石 1038 中央 4、東間 1 丁目地内配水管布設工事

特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 令 3 石 1038 中央 4、東間 1 丁目地内配水管布設工事
- ・工事箇所 北本市中央 4、東間 1 丁目地内

(GX 形継手の施工要件)

第 3 条 GX 形の施工については、日本水道協会または日本ダクタイル鉄管協会等の耐震管継手講習会を受講することが望ましいが、GX 形は NS 形と類似点が多く、施工が容易になっているため、NS 形継手接合講習会の受講証があれば、施工要領書を活用し、メーカー(製造業者)の施工前現地指導を受ければ、要件を満たすこととする。

(工事前金払)

第 4 条 工事前金払の対象は請負代金額が 500 万円以上のものとする。前金払を受けようとする者は、契約締結の日から起算して 30 日以内に、様式第 1 号の前金払申請書を提出しなければならない。前払金(前金払により支払う金銭をいう。)の額は、請負代金額の 10 分の 4(10 万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)以内の額で特に必要と認められる場合を除き、5,000 万円を限度とする。

前金払の承認後、支払いを受けようとするときは、様式第 3 号の前金払請求書に保証事業会社の保証証書(正副 2 通)を添えて提出すること。

また、中間前金払を追加する場合は監督員と協議すること。

(法定外の労災保険の付保)

第 5 条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(管明示テープ)

第 6 条 明示要領については、以下の水道課長通知に準拠すること。

「道路法施行令および道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について」

(昭和 46 年 6 月 4 日付け厚生省環水第 55 号)

また、道路掘削に伴う事故や誤分岐接合を防止するため、φ 75 mm未満のものについても管明示テープを施工すること。

(舗装復旧時の留意事項)

第7条 施工の際に、現況舗装厚が設計書と異なる場合は、写真等に記録し、発注者と協議する。なお、道路管理者の指示により計画舗装厚より大きいときは、現況に合わせて施工する場合があるので、発注者の指示のもと施工する。締固めについては各層ごとに、ランマーその他の適当な締固め機械で十分に行い、転圧状況が写真で確認できるようにする。アスファルト舗装を施工する場合は、乳剤を均一に散布する。施工状況を写真等で十分に確認できない場合や舗装の仕上がりが悪い場合は、再施工を指示する場合があることに留意すること。この場合の施工に伴う費用はすべて受注者の負担とする。

(路盤開放厳禁)

第8条 布設工事に伴い、舗装仮復旧工事及び舗装本復旧工事を行う場合は、即日復旧とする。(路盤開放は厳禁)

ただし、即日復旧が困難な場合は、路盤開放時の沿線住民対応、生活道路利用者の周知徹底、自転車及び歩行者の安全対策、車両等の安全対策、事故対策等をまとめ、受注者が書面にて提出する。また、事故や苦情等は受注者が責任をもって対応し、発注者が一切の責任を負わないことを明記する。なお、書面とは工事記録の協議で発議し、施工に伴う費用はすべて受注者負担とする。

(境界点)

第9条 受注者は道路占用許可書を監督員から受領した際に、境界点(杭及び鉋等)の有無を確認するよう条件が付されている工事については、監督員の指示に従い実施する。なお、費用等については受注者の負担とする。

工事着手前に道路台帳に表記してある境界点をすべて撮影(境界点の番号等を黒板に記入)する。なお、境界点が現場に無い場合は、黒板に不明と記入し撮影する。その場合は、監督員に報告する。また、所管担当者の立会いをし、境界点が無いことを双方で確認する。

工事完了時に再度、着手前と同様に受注者が該当する境界点を撮影し、紛失、移動等無いことを確認する。

提出書類については、工事着手前及び工事完了時に受注者が作成し監督員に工事写真帳として提出する。(完成時については、着手前及び完成として比較できるよう

に整理する)

(排水用グレーチング)

第10条 受注者は、排水作業を行う場所について監督員と協議し、既存のコンクリート蓋等を一時保管し、購入したグレーチングを設置する。なお、排水作業完了時には、コンクリート蓋等を元に戻し、使用したグレーチングについては監督員が指定した場所に運搬する。

(線路周辺および線路下工事)

第11条 受注者は、社団法人日本鉄道施設協会「営業線工事保安関係標準仕様書」(在来線)東日本旅客鉄道株式会社設備部・建設工事部編に従い、施工すること。
また、軌道下部分については社団法人日本鉄道施設協会「線路下横断工計画の手引き」東日本旅客鉄道株式会社編に従い、施工すること。

(その他)

第12条 この特記仕様書に記載のないものについては、別途監督員と協議するものとする。